

令和6年分所得税の定額減税についてのご案内

令和6年度税制改正に伴い、令和6年度所得税について定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。対象となる方は、令和6年度所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方（給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下（注）である方）です。（注）子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015万円以下となります。

定額減税額		
所得税	本人（居住者に限ります。）	3万円
	同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。）	1人につき3万円
住民税	本人（居住者に限ります。）	1万円
	同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。）	1人につき1万円

※特別控除の額は、上記の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

■実施方法

①給与所得者に係る特別控除

・令和6年6月1日以降、給与や賞与などが支払われる場合、給与所得者が「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している勤務先からの支給に限り、源泉徴収される所得税及び復興特別所得税から特別控除額が差し引かれます。特別控除できない残額は、同年中支給される給与に対する源泉徴収される所得税等から順次差し引かれます。なお、扶養控除等の申告書に変更があれば、年末調整によって調整されます。

②公的年金等の受給者に係る特別控除

・令和6年6月1日以降、厚生労働大臣等から支給される最初の公的年金等に対して、源泉徴収されるべき所得税等から特別控除額が差し引かれます。特別控除できない残額は、同年中に支給される次の公的年金等に対する源泉徴収されるべき所得税等から順次差し引かれます。公的年金受給者の扶養親族等申告書に変更があれば、令和6年分の所得税の確定申告（令和7年1月以降）によって調整されます。

③事業所得者等に係る特別控除

・令和6年分の所得税確定申告（令和7年1月以降）では、所得税から特別控除が差し引かれます。予定納税の対象者には、令和6年7月の第1期分予定納税から本人分の特別控除が控除されます。同一生計配偶者または扶養親族に係る特別控除に相当する金額は、予定納税額の減税申請で控除可能で、控除しきれない場合は11月の第2期分予定納税から差し引かれます。

詳細は国税庁ホームページまたは商工会までお問い合わせください。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/>



中小・小規模事業者向け経営個別相談会のご案内

市川町商工会では会員事業者を対象に、新型コロナウイルス感染症・物価高騰等の影響や最低賃金引上げ、デジタル化、インボイス制度導入等の対応といった事業環境変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者からの経営相談や各種申請サポート対応等を行うため、専門家（中小企業診断士、社会保険労務士等）による個別相談会を実施いたします。相談は無料です。ぜひこの機会にご相談ください。

開催日：令和6年4月～令和7年1月末まで〈毎月4日程度〉

※開催日についてはお問い合わせください。

対応時間：10時～12時、13時～15時 ※1回につき2時間まで

お申込：事前予約制

専門家：荒木慎吾氏（中小企業診断士）、小野暁子氏（社会保険労務士）

藤尾政明氏（中小企業診断士）

※相談内容によっては、他の専門家での対応も可能です。

※「Zoom」を使用したりリモート相談にも対応しています。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新市場進出（新分野展開、業態転換）、事業・業種転換、事業再編国内回帰・地域サプライチェーン維持・強靱化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する補助金です。

■必須条件

①事業計画書を金融機関や認定経営革新等支援機関の確認を受けること

②付加価値額を向上させること

（補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人あたり付加価値額の年率3～5%以上増加の達成）

※事業類型毎に①、②の他に補助対象要件が別途設けられています。

類型	成長分野進出枠		コロナ回復加速化枠		サプライチェーン 強靱化枠	卒業促進上乘せ 措置	賃金引上措置
	通常類型	GX進出類型	通常類型	最低賃金類型			
補助上限 (中小企業)	最大 6,000万円	最大 8,000万円	最大 3,000万円	最大 1,500万円	最大 5億円	成長分野推進枠・ コロナ回復加速枠 上限に準じる。	最大 3,000万円
補助率 (中小企業)	1/2	1/2	2/3	3/4	1/2	1/2	1/2

※従業員数によって補助上限額が定められています。詳しくは商工会までお問合せください。

中小企業向け省力化投資に関する補助事業のご案内

本補助事業においては、中小企業等の人手不足を解消し、付加価値額や生産性の向上を図る事業でありIoTやロボット等の付加価値額の向上や生産性向上に効率的な汎用製品を「カタログ」から選択・導入することで、中小企業等の付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつながることを目的とした補助金です。

■対象者 人手不足の状態にある中小企業等

■補助率・補助上限額 ※補助上限額は従業員ごとに異なります。

補助対象	補助上限額		補助率
	従業員数	上限額	
補助対象として カタログに登録 された製品等	5名以下	200万円（300万円）	1/2 以下
	6～20名	500万円（750万円）	
	21名以上	1,000万円（1,500万円）	

※（）内は賃上げ要件を達成した場合の補助上限額です。

詳細は下記URLまたはQRコードからご覧ください。

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



臨時休館のお知らせ

第64回通常総代会開催に伴い、下記の日程を臨時休館とさせていただきます。

ご迷惑をおかけいたしますがご理解をお願いいたします。

休館日：5月24日(金) 14時～17時半

市川町商工会では、通年での職員のノーネクタイ・ノージャケット（服装の柔軟化）を実施中です。個々の状況に応じた働きやすい服装により、業務の効率化と自由で柔軟な発想の創出につなげ、サービスの一層の向上を目指しますので、皆様のご協力をお願いいたします。

<職員異動のお知らせ>

転出

令和6年3月31日付 課長 森口 幹子

転入

令和6年4月1日付 主事 坪田 翔雲

<各種お問合せ>

〒679-2315 神崎郡市川町西川辺 163-1
TEL：0790-26-0099 FAX：0790-26-0674



【事務局長】中井
【経営支援課】稲川・長谷川・坪田・山本
【総務課】山下